# 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

徳充会では、採用活動等に参加される皆さまが安心して就職活動等を行える環境を整えるため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。

令和 8 年（2026 年）10 月 1 日から、改正男女雇用機会均等法等により、事業主には、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するための措置を講じることが義務付けられています。

## 1. 対象となる方

徳充会では、次のような方を「求職者等」として、ハラスメント防止の対象としています。

- 徳充会の求人に応募される方
- 採用面接・採用説明会等に参加される方
- インターンシップに参加される方
- 職場見学・職員訪問等に参加される方
- 教育実習、看護実習その他の実習を受ける方
- その他、徳充会の採用活動や職業選択に関する活動に参加される方

なお、オンラインでの面談や SNS 等を利用した採用活動におけるやり取りも対象となります。

## 2. 禁止している行為

徳充会の職員は、採用活動等の場面において、求職者等に対して性的な言動を行ってはなりません。

例えば、次のような行為を禁止しています。

- 性的な事実関係や私生活について不必要に質問すること
- 性的な冗談、からかいその他の不適切な発言をすること
- 性的な関係を求めること
- 必要なく身体に触れること
- わいせつな画像・動画等を見せたり、送ったりすること
- 採用活動等において、私的な交際や食事等を執拗に求めること
- その他、求職者等の尊厳を傷つけ、求職活動等を妨げるような性的な言動を行うこと

セクシュアルハラスメントは、性別、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず起こり得るものです。男性も女性も、被害者にも行為者にもなり得ます。

## 3. 安心して相談できる窓口を設置しています

徳充会では、求職者等からのセクシュアルハラスメントに関する相談・苦情を受け付ける相談窓口を設置しています。

採用活動、面接、職場見学、インターンシップ、実習、職員訪問その他の求職活動等において、「不適切な言動を受けた」「困ったことがあった」「これがハラスメントに当たるのか分からない」と感じた場合も、ご相談ください。

相談されたことや、事実関係の確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行うことはありません。

また、相談内容や個人情報については、プライバシーに配慮して適切に取り扱います。

## 4. 相談窓口

**徳充会本部 総務課**

相談方法：面談・電話・メール等

担当者：総務部長または相談窓口担当者

※相談窓口の具体的な連絡先については、採用担当者からご案内します。

## 5. 徳充会の取り組み

徳充会では、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、

- 採用活動等におけるルールの整備
- 職員への周知・研修
- 相談窓口の設置
- 相談があった場合の事実確認及び適切な対応
- 被害を受けた方への配慮
- 再発防止のための取り組み
- 相談者等のプライバシー保護

などの取り組みを行っています。

求職者の皆さまが安心して徳充会の採用活動等に参加できるよう、今後もハラスメントのない環境づくりに努めてまいります。

**社会福祉法人 徳充会**